

岩国市地域経済活性化事業等 支援補助金の概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済の回復を目的に、集客向上や消費喚起のためのイベントやキャンペーン等を実施する団体に対し、補助金を交付します。

◇補助金対象者

- (1) 経済団体等
商工会議所や商工会、商店街振興組合等の商工団体および地域産業の振興を図ることを目的に設立された団体等
- (2) 任意団体
代表者等の規約を有する市内の中小企業者3名以上で構成された団体

◇補助対象事業

- (1) 売上や集客の回復を目指して実施するイベント等
例) ・商店街等による消費喚起のためのキャンペーン
・スタンプラリーや共通割引券による集客・販促イベント など
- (2) ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した事業者の取組等に対する支援事業
例) ・テイクアウト料理の販売会
・テイクアウト実施店のWebサイトや冊子の作製 など

※ 以下の要件を満たすものとする

- ① 新型コロナウイルス感染症対策が講じられていること
- ② 地域経済の活性化に資する新たな事業であること（既存の事業は対象になりません）
- ③ 事業を行おうとする団体自ら企画し、実施するものであること
- ④ 他の補助金を受けていない事業であること
- ⑤ 年度内に事業が完了すること

◇補助金の額

区分	補助率	上限額
経済団体等	9/10	100万円
任意団体	9/10	30万円

◇補助対象経費

報償費（謝金など）
旅費（事業に必要な旅費）
需用費（消耗品費・印刷製本費など）
役務費（通信費・広告料など）
委託料
使用料及び賃借料
その他必要と認める経費

※ただし、以下に掲げる経費は除きます

- ・交際費、食糧費に該当する経費
- ・事業終了後も継続的に使用することを目的とした物品等の購入費
- ・対象団体の管理運営に係る経費
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

◇申請方法

! まずは市役所にご相談ください。

申請にあたっては、下記の書類が必要となります。

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 団体概要書
- ④ 収支予算書
- ⑤ 団体の規約、会則及び役員名簿

【申請受付期間】

令和3年4月1日（木曜日）～令和3年12月28日（火曜日）

≪留意事項≫

予算がなくなり次第、締め切りますのでご了承ください。

申請・問い合わせ

中心市街地活性化区域内の事業は・・・中心市街地整備課【岩国市役所5F】
電話（0827）29-5105

同区域外は・・・商工振興課【岩国市役所4F】
電話（0827）29-5110